

## 令和7年12月須坂市議会定例会追加議案説明書

番号	件名	概要説明
議案第102号	訴えの提起について	<p>下記のとおり訴えの提起をするため、議会の議決を求める。</p> <p>1 当事者          原告 須坂市          被告 和歌山県有田市新堂47番地1          株式会社日本グルメ市場          代表取締役 山崎 裕次</p> <p>2 事件名          不当利得返還請求及び損害賠償請求事件</p> <p>3 請求の趣旨          (1) 被告は、原告に対し、金 241,652,288円及びこれに対する令和7年11月5日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。          (2) 被告は、原告に対し、金12,935,318円及びこれに対する令和7年11月5日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。          (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。          (4) 上記(1)及び(2)の仮執行宣言を求める。</p> <p>4 本件に関する取扱い及び方針          (1) 本件の訴訟は、弁護士に委任する。          (2) 本件訴えの提起に係る控訴、上告、和解その他本件の目的を達成するために特に必要がある事項については、須坂市長に一任する。</p>
議案第103号	須坂市公民館条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)          市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、改正する。</p> <p>1 使用許可の禁止に係る規定を改める。          2 各地域公民館使用料に、施設使用料についての規定を加える。          3 日野地域公民館の屋外コートに係る規定を削る。</p> <p>(施行期日)          令和8年4月1日から施行する。</p>